

無料

省エネ診断のご案内

山口県では、省エネ専門家と連携した事業所向け省エネ診断を実施しています。
事業所の省エネをお考えの事業者の皆様、お気軽にお問い合わせください。

省エネ、経費節減
の実現！

省エネ診断の受診を条件に、
県の融資が受けられる！

ますます求められる事業所の
地球温暖化対策に！

- 対象 県内に事業場を有する中小企業者等の方
- 内容 省エネの専門家（（一社）エネルギーマネジメント協会）が、設備の運用改善や省エネ設備への更新について無料でアドバイスします。また、各種支援・助成制度について情報提供します。
- 受付期間 令和5年4月10日（月）～令和5年12月15日（金）※ 予算上限に達した場合、受付を終了します。
- お申し込み方法、お問い合わせ先

裏面の申込書に必要な事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにより、下記の窓口にご提出ください。

〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1番地1号

（公財）山口県予防保健協会（山口県地球温暖化防止活動推進センター）

TEL：083-933-0008（ダイヤルイン【7】）FAX：083-923-5567

E-mail：yccca@yobou.or.jp



省エネ診断の流れ

申込書はウラ面へ

①申込書を提出

裏面の申込書にご記入の上、窓口へ提出

※申込書はセンターHPからもダウンロードできます

②事前調査

省エネ診断事業者が、書面で設備等を確認

※回答できる範囲で構いません

③現地調査

診断員が現地訪問して、設備の使用状況を調査

※所要時間：半日～1日程度

④フォローアップ

診断員が、診断結果をわかりやすく説明

※調査の1～2か月後に実施

宿泊事業者において省エネ診断を行い、運用方法・設備更新のご提案を行った支援事例

- ・浴室ろ過装置の運用方法改善ため、無暗に停止せず、使用しない時間帯の温度設定を5度下げて運用を行うことをアドバイス。
- ・空調の室外機の洗浄でエネルギー消費量約5%の削減！日よけ対策で約10%の削減！
- ・照明をLEDへ更新することで約56%削減！老朽化した空調の更新で約15%削減！客室内の冷蔵庫の更新で約40%の削減！
- ・その他、経済産業省・環境省等の補助金制度の紹介



診断を受けたら……

- 山口県の融資制度「省・創・蓄エネ関連設備整備資金」の活用を！

省エネ診断を受診した事業者は、省エネ・創エネ・蓄エネ設備を整備する際に、金融機関と協調した低利融資を受けることができます。 ※詳細は県環境政策課HPをご覧ください。

ご相談窓口：山口県環境政策課（◆電話 083-933-2690）



山口県 中小企業向け省エネ診断 申込書

1. 申請事業者について

会社・団体名	エネルギー管理指定工場(はい・いいえ)		
所在地	〒		
代表者氏名			
業種(具体的に)			
資本金又は出資の総額	円	従業員の数	名

2. 診断したい事業所について

事業所名			
所在地	〒		
従業員数	名	延床面積	m ²
申込担当者 (連絡窓口)	所属・役職		氏名
	TEL:	FAX:	
	E-mail:		

3. 診断終了後の報告書送付先をお選びください。

- ・申請事業者の本社 ・診断する事業所 { ・その他 〒 }

※「その他」を選択された方は、送付先所在地を詳細にご記入ください。

〈 以下の内容につきまして、分かる範囲で結構ですのご記入ください。 〉

4. 相談したい内容について、該当する項目に○をつけてください。(複数選択可。) 具体的な事項があれば()内にご記入ください。

- ・電気使用量の削減：()
- ・使用最大電力の削減：()
- ・燃料使用量の削減：()
- ・設備の運用改善：()
- ・設備の導入・更新：()
- ・CO₂の排出削減：()
- ・その他：()

5. 主要なエネルギー施設について、改善したい施設に○をつけてください。

- ・電気施設：(例：照明○○台)
- ・電気熱施設：(例：空調○○台)
- ・熱施設：(例：ボイラー○○台)
- ・その他：()

6. エネルギーの使用状況について、直近1年間(事業年度で可)の電気などの金額(使用量でも可)をご記入ください。

・電気： 千円/年 ・ガス： 千円/年 ・水道： 千円/年
・A重油： 千円/年 ・その他(): 千円/年

お申込みいただき、ありがとうございます。後日、担当者から診断内容等の確認連絡を行います。

※本事業により知り得た情報は、省エネルギー対策に係る広報等に活用する場合があります。
その場合、利用する情報は、省エネ診断を受けた事業者の識別がされない方法により取り扱います。